

電波法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 改正の内容

一 特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の免許人等に加算される電波利用料について、加算される期間を定めること。

二 特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の免許人等に加算される電波利用料について、加算される金額を定めること。
(本則関係)

第二 施行期日

この政令は、平成二十七年十二月一日から施行すること。

(附則関係)